

第 68 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 2 年 3 月 19 日（木）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	広島 YMCA 国際文化センター 本館 402 号室
出 席 委 員	河合委員（委員長），内田委員，折本委員，鳥谷部委員，松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①広島県三次庁舎第 1 庁舎耐震改修その他工事 【営繕課】</p> <p>②福山鞆線外 舗装道補修工事 【東部建設事務所】</p> <p>③一般県道 廿日市港線舗装補修工事 【西部建設事務所廿日市支所】</p> <p>④その他河川 天地川支川 1 災害関連緊急砂防工事（その 3） 【西部建設事務所】</p>
審議対象期間	令和元年 10 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	199件
指名競争入札	170件
随意契約	89件
合計	458件

○指名除外措置を行った件数は4件

○低入札価格調査を行った件数は3件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

○資料番号1の随意契約の理由一覧の中で、理由区分では、随意契約理由③（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」が選択されているが、随意契約理由②（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）「契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき」や随意契約理由⑥（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）「競争入札に付した結果、入札者がいないとき」等の理由も合わせて記入されているところが多い。理由が複数ある場合、どのような基準で区分しているのか。

○随意契約一覧の6番や87番の事案はどちらも入札者がいないのにも関わらず、6番は随意契約理由③、87番は随意契約⑥になっている。6番は、随意契約理由③ではなく、随意契約理由⑥でもよいのではないか。

○総合的な判断ではなく、いずれかの区分に該当したため、随意契約とする、ということがわかるように該当した部分の説明がしっかりとなければわかりにくい。

緊急の場合は、災害という言葉があると判断ができるが、例えば、一度入札を行ったが不調になった場合でも随意契約理由⑥にしていないところもある。

区分の基準を明確にし、記入の仕方を統一するように、何か工夫があるのではないか。

○随意契約の理由区分①～⑦について、それぞれ例示等によって、発注者には示している。

理由は合わせ技のようなものではないので、今後、一番理由として強いところを記入し、契約方法選定の過程においては、適切に選定するように発注者へ指導していきたい。

○6番については、防災対応的な要素があり、緊急に対応していく必要があることから③としている。

87番については、災害対応ではないが、しかるべき期間内で早急に契約し、工事を完了させなければいけなかったが、一般競争入札を実施した結果、入札者がいなかったため⑥としている。

随意契約の理由区分は、個別の業務に応じて判断している。

○引き続き、発注者に記入の仕方を指導していきたい。

○随意契約理由の区分はどのように整理しているのか。

○整理をする際に、随意契約理由の区分に合致する理由を前に出して書き、その他の部分も加えるような形で記入すると分かりやすい。

○資料番号1の随意契約の理由一覧の中で、8番、9番の事案は、2件とも入札を行わずに、近隣に事務所があり、工事の実績があるからという理由で契約をしているようだが、いきなり随意契約を行ったということか。

○8番について、随意契約者以外の競合相手は全くいなかったのか。

○一部決壊の応急工事が終わったのが直前だったのか。

○個人の施設ということか。了解した。

○発注する際に、発注方法、契約方法及びその理由について、決裁を受けて発注しており、その際に整理している。

○発注者に示し、よりよくなるよう努めていく。

○8番については、ため池の廃止工事であり、豪雨災害の際にため池が決壊し、福山市にて幼児が亡くなるという事故があったことから、農業用に使われていないため池を早急に廃止する工事の一環であった。本工事のため池は、すでに一部決壊状態であり、応急工事をしていたものの、安全の確保を第一に考え、また、下流で不安に思われている住民の不安を早急に払しょくするため、入札を行わずに随意契約を行った。

9番については、2回入札を行ったが、いずれも不調となり、3回目でも随意契約を行った。随意契約理由に、入札不調があった旨を記載すべきであった。

○競合というよりは、緊急であり、早急に着工する必要があったため、施工付近で実績のある随意契約者が最も妥当であるという判断で選定している。

競争入札にすると、入札に日数がかかるため、緊急性があり競争入札に付すことができないという判断の上、入札なしで随意契約を行った。

○詳細は分かりかねるが、民家の上のため池が一部決壊しているため、少々の雨であれば崩れない応急工事をしていると思われる。しかし、ため池は個人施設であるため、県の方で主体的に工事ができるわけではなく、権利調整なども工事を行う前に必要になる。

【建設産業課長／技術企画課長
／農林整備管理課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 広島県三次庁舎第1庁舎耐震改修その他工事

意見・質問	回答
<p>○一者応札であるが、落札率が高くなっている理由は何か。</p> <p>○一者応札となった理由は何か。</p> <p>○入札参加資格で、2者で結成する者という条件が定められているが、なぜ2者なのか。</p> <p>○一般競争入札参加資格者状況表によると、62社が要件を満たすので、もう少し入札に参加する業者がいるはずではないか。</p> <p>○公告における代表者の要件は、2者ともに要件を満たしておく必要があるのか。</p> <p>○代表者の要件や代表者以外の構成員の要件については、応札しようとする業者が質問することは可能か。</p> <p>○その回答は他の業者も閲覧できるのか。</p> <p>○質問は多いのか。</p> <p>○過去に応札したことがあり、同じような内容であれば質問はないのか。</p> <p>○本件はJVということであるが、評価の点数は代表者の点数になるのか。2者の平均になるのか。</p>	<p>○県が最新の単価を活用して積算を行っていることや、公告の際に示している参考数量書をもとに、建設市場に詳しい業者が積算を行ったことで、このように落札率が高い結果になったと推察する。</p> <p>○近年、ホテル建設などの民間工事の需要が増えている状況や、北部地域で建設業者が多くないということが原因と考えている。また、年度末の発注であったため、すでに技術者が他の工事に配置されており、技術者不足であったということも考えられる。</p> <p>○本件は5億円以上で技術的に困難な工事であるため、特定建設工事共同企業体取扱要綱のとおり、2者で結成することを条件とした。</p> <p>○県としては、複数の入札を期待していた。先ほど述べた理由や、広島市から北部への移動経費がかかることも一つの要因となるのではないかと考えている。</p> <p>○JVの目的が、建設業者の底上げということであるため、代表者以外の構成員に対しては代表者に求める要件と異なっている。</p> <p>○可能である。</p> <p>○そうである。</p> <p>○建設業者によって質問の多さは異なる。全く質問がないところもあるが、積算のために多くの質問してくる建設業者もいる。</p> <p>○図面や参考数量は異なるので、理解ができないことがあれば質問はある。</p> <p>○評価項目によって異なる。例えば、企業の施工能力については、評価内容で「代表者の過去15年の同種・同規模の施工実績」と設定しており、代表者に特定している。一方、地域の精通性・貢献度については、「過去15年間の主任（監理）技術者としての施工実績」と設定しており、構成員のいずれかの実績で評価をしている。</p>

<p>○有利な方を出してもよいということか。</p> <p>○1者しか応札がない場合、評価項目の一つが低くても落札になるのか。</p> <p>○評価値の満点は何点になるのか。</p> <p>○本件の評価値が分かりにくいので、100点満点に換算すると高いか低いかが分かりやすいのではありませんか。</p>	<p>○そうである。</p> <p>○落札となる。</p> <p>○評価値は、入札額で変わってくるので、満点という基準はない。</p> <p>○落札率が下がれば基準も変わるので、100点満点に換算するのは制度的に難しい。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課耐震工事担当監／建設産業課長】</p>
---	---

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 2 福山鞆線外 舗装道補修工事

意見・質問	回答
<p>○資料 2 の入札結果一覧表から、応札した 11 者のうち 1 者が失格となり、残りの 10 者全て同額ということが、低落札になっている原因ということは分かったが、10 者全てが同額で入札している理由を説明して欲しい。</p> <p>○応札額が税抜きで低入札調査基準価格の場合は調査の対象にならないのか。</p> <p>○低入札調査基準価格ちょうどだと調査の対象ではないため、そこに集中してくるということか。</p> <p>○調査を受けずに済む最低の価格で多くの入札があるということは、人気の工事であるとか、何か事情があるのか。</p> <p>○2カ所というのは少ないのか。</p> <p>○施工箇所が多いと難しいのか。</p> <p>○そういった現場条件が良くなる工夫をすれば、このように多くの業者が応札する傾向にあるのか。</p> <p>○多くの建設業者が応札するのであれば、より競争が働くような工夫はできなかったのか。11 者も応札しているのにも関わらず、10 者が同じ価格で応札しており、競争性が働くよう工夫が必要ではないか。</p> <p>○低入札調査基準価格がもっと低ければ、そのような競争が起こるのではないか。</p>	<p>○予定価格は事前公表であったため、低入札調査基準価格である約 90% の価格に応札者が集中したと考えている。</p> <p>○税抜きの調査基準価格以上であれば調査の対象にはならない。</p> <p>○そうだと考える。</p> <p>○H30 年 7 月豪雨災害の復旧工事により、土木一式工事の施工業者不足が続いているが、本件の工事は舗装工事であるので、舗装工事を主体とする施工業者が多く応札した。また、施工箇所が 2カ所であったことから、現場条件が非常によく、短期間で施工が可能という業者の判断があったのではないかと推察される。</p> <p>○そうである。</p> <p>○施工箇所が多い場合、施工の効率性が下がるため難しくなる。本件は、そういった観点から現場条件が良かったため、応札者が集中したのではないかと考えている。</p> <p>○一つの要因になる。</p> <p>○予定価格を事前公表しているため、同じ価格に集中するということはよくある。県としても、競争原理が働く工夫は必要だと考えている。</p> <p>○近年、担い手が不足しているという建設業界において、今回のような災害が起こると復旧工事に対応できる建設業者も少なくなってしまう。そのような状況の中、県民の安心・安全を保つために、労働者に適切な賃金が支払われるということは、行政としてしっかりと担保する必要がある。そういった観点から、低入札調査基準は設定されている。安ければよいということではなく、バランスをとりながら設定していき</p>

<p>○民間事業と比べると低入札調査基準価格は低く、建設業者としては上げてほしいところだと思うが、公共事業である以上、民間工事と比べると低いのは理解できる。価格が下がることが必ずしも良いことではなく、建設業者を守り、かつ、競争を喚起するよう何か工夫をお願いしたい。工事の内容の情報開示方法等で工夫ができるのではないかな。</p> <p>○失格となった業者が、一者だけ異なる額で入札したのは何か間違いがあったのかな。</p> <p>○B1箇所も見積もっていれば、他の業者と同額になっていたのかな。</p> <p>○了解した。</p>	<p>い。</p> <p>○様々な入札契約方式を検討しているので、そういった観点からも引き続き検討していきたい。</p> <p>○工事内訳書を確認したところ、本件の工事はA1箇所とB1箇所の2カ所の工事であったが、失格となった業者は、A1のみを見積もっており、B1箇所が記載漏れであったことがわかった。</p> <p>○そうだと推察される。</p> <p style="text-align: right;">【東部建設事務所長／建設企画部長 ／営繕課長】</p>
---	--

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 一般県道 廿日市港線舗装補修工事	
意見・質問	回答
<p>○事案2と似ている工事のように思えるが、事案2が比較的低入札だったのに対し、本件では11者が参加し、高い落札率になっているのには何か事情があるのか。</p> <p>○入札価格が細かく異なっているのは、そのような事情があるからか。</p> <p>○指名競争入札であっても、競争である以上は、価格だけでなく技術も含めて競争が行われるべきだと考えるが、本件の場合、技術についての競争は行われたのか。</p> <p>○指名後の入札の段階では、価格のみで競争になるのか。</p> <p>○価格のみで決まるのであれば、質を保つという点で、何かフォローがあるのか。</p> <p>○了解した。</p>	<p>○施工エリアが9カ所に点在し、また、夜間に1車線の交通規制を行い、工事をするため、経費節減ができなかったのではないかと推察される。</p> <p>○そうである。</p> <p>○総合評価ではないが、11者を指名する過程で、過去の実績を踏まえた業者を指名しているの で、技術力は考慮している。</p> <p>○指名競争入札であるので、そうである。</p> <p>○標準ではC格付・D格付、価格だとCとDになるが、本件は一つ上のランクであるB・Cランクに格付を上げた上で業者を指名している。また、先ほども述べたが、質を保つよう、過去の工事の実績や工事評定等も踏まえた上で指名している。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所廿日市支所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 4 その他河川 天地川支川 1 災害関連緊急砂防工事 (その 3)

意見・質問	回答
<p>○ 1 回目の入札では予定価格を上回っていたため、再度入札を行ったとのことだが、2 回目は予定価格が変更になっているのか。</p> <p>○ 天地川支川 1 と平行して同時に他のエリアを工事しているのか。</p> <p>○ 天地川支川 5 と天地川支川 1 は近いのか。</p> <p>○ 応札額を精査すると復興係数・歩掛を見込んでいたため予定超過であったとのことだが、復興係数・歩掛とは何か。</p> <p>○ 1 回目の公告の際には、間に合わなかったので復興係数・復興歩掛が計上できていなかったが、もし初めの金額で落札した場合は、復興係数・復興歩掛は計上されたということか。</p> <p>○ 了解した。</p>	<p>○ 2 回目の公告では、復興係数・復興歩掛に加え、さらに積算時期が異なるので時期による単価補正を行い、予定価格を設定しているため変更している。</p> <p>○ 天地川流域では、8 溪流で 9 基のダムを施工する。天地川支川 1 を施工している段階では、天地川本川という最上流の部分及び天地川支川 5 の 2 基を施工中であった。</p> <p>○ 近いので、受注業者も工事の切り分けや、やり取りがしやすいということで応札が多かったのではないかと考えている。</p> <p>○ H30年 7 月の豪雨災害によって、現場条件が厳しくなっているところもあるため、県の積算では反映しづらい部分もある。そのような現場条件を反映させるため、直接経費に対する一般経費を、率分で計算し、1.1 倍割り増ししたものが復興係数である。また、効率が悪い現場条件が多いことから、歩掛を反映したものを復興係数・復興歩掛とよんでいる。 公告する直前に、復興係数・復興歩掛が新しく制度化されたため、再積算を行った公告が迅速にできないと判断し、特記事項で、変更契約の際に復興係数・復興歩掛を計上することとしていた。</p> <p>○ そうである。公告で、復興係数・復興歩掛は現在適用しておらず、当初契約後に変更契約し、適用すると記載していたが、業者は復興係数・復興歩掛を見込んで見積をしていたため、予定価格超過になったのではないかと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【西部建設事務所長／建設産業課長】</p>